

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要

(建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決等を踏まえた対応)

令和 4 年1月31日
労働基準局安全衛生部

① 安全確保のための設備設置関係の規定の改正

- ・ 設置した設備を作業時に稼働させる等の当該設備による作業環境の改善のための措置については、請負人のみが作業を行うとき等には、必要に応じ稼働させること等についての配慮規定を設ける。

※ 安全確保のための設備を設置することについては、労働者が作業に従事する時点で義務づけられており、現行制度のままでも、労働者以外の者も含め効果が得られることから改正しない。

② 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正

- ・ 安全確保のために省令で規定されている特定の作業方法の遵守や保護具の使用等の必要性については、当該作業を請け負わせる請負人に対しての指揮命令関係がないため、周知義務を設ける。
- ・ また、作業に従事する者に限定された措置ではなく、特定の場所について、全ての労働者に保護具の使用等を求めている規定については、当該作業場で（他の）作業に従事する者全員を周知対象とする。

③ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正

- ・ 指揮命令関係に基づくものではなく、場所の使用・管理権原等に基づく立入禁止、特定行為の禁止、退避、入退室管理等の措置は、労働者以外の者（請負人や当該場所で（他の）作業に従事する者）も措置対象に追加することとする。この際、立入禁止及び特定行為の禁止については、表示による禁止も可能であることを明確にする。

改正方針

④ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正

- ・ 有害物の有害性等を周知するための掲示については、労働者以外の者（請負人や当該場所で（他の）作業に従事する者）も措置対象に追加することとする。
- ・ 掲示すべき事項について、「有害物の人体に及ぼす作用」とされているものを、「有害物により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に見直すとともに、「保護具を使用しなければならない旨」を掲示すべき事項に追加する。
- ・ 有害物の有害性等を周知するための掲示の規定は、現在、石綿則、有機則、特化則にはあるところ、鉛則、四アルキル鉛則、粉じん則、安衛則（ダイオキシン関係）についても、新たに設けることとする。

⑤ 労働者以外の者による遵守義務

- ・ 特定行為の禁止、退避、立入禁止等の措置について、労働者に遵守義務が設けられているものについて、労働者以外の者にも遵守義務（ただし罰則の対象にはならない）を設けることとする。
 - ※ 労働者以外の者に対して事業者が「周知」した事項については、労働者以外の者に対して遵守義務は課さない。

施行日

施行日は、令和5年4月1日とする。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案の概要

労働安全衛生規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②】

- 事業者は、腐食性液体を圧送する作業及び廃棄物の焼却施設における業務について、作業に従事する労働者に必要な保護具を着用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要な保護具を着用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第327条、第592条の5関係】
- 事業者は、廃棄物の焼却施設における業務に係る作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場におけるダイオキシン類を含むものの発散源を湿潤な状態のものとする義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第592条の4関係】
- 事業者は、著しく暑熱な場所における業務等、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務等又は強烈な騒音を発する業務について、労働者に使用させるために適切な保護具を備えておく義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、適切な保護具を備えておくこと等により使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第593条、第594条、第595条関係】
- 事業者は、屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業場で作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、溶融炉等の放射するふく射熱からの防護措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第608条関係】

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、加熱された炉の修理に際しては、適当に冷却した後でなければ、労働者をその内部に入らせてはならない義務があるところ、（労働者以外も含め）当該炉の修理に係る作業に従事する者が適当に冷却される前にその内部に入ることについて、当該炉を適当に冷却した後でなければその内部に入ってはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないこととする。【第609条関係】

労働安全衛生規則の改正案の概要

○ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正【改正方針④】

- 事業者は、廃棄物の焼却施設における業務について、当該業務を行う作業場である旨、ダイオキシン類により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状、ダイオキシン類の取扱い上の注意事項、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具を、見やすい場所に掲示しなければならないこととする。【新設規定】
- 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場について、労働者が容易に知ることができるよう標識によって明示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい箇所に標識によって明示しなければならないこととする。【第583条の2 関係】
- 事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務に従事する労働者に耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、遅滞なく、当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示する義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせる場合において当該請負人に同項の耳栓その他の保護具を使用する必要がある旨を周知したときは、遅滞なく当該保護具を使用する必要がある旨を（労働者以外も）見やすい箇所に掲示しなければならないこととする。【第595条関係】

○ 労働者以外の者による遵守義務【改正方針⑤】

- 多量の高熱物体を取り扱う場所等立入が禁止された場所には労働者はみだりに立ち入ってはならないとされているところ、（労働者以外も含め）当該場所の周囲において作業に従事する者は、当該場所にみだりに立ち入ってはならないこととする。【第585条第2項関係】

有機溶剤中毒予防規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正【改正方針①】

- 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けたときは、労働者が有機溶剤業務に従事する間、当該装置を法令に定める条件で稼働させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該業務に従事する間（労働者が当該業務に従事するときを除く。）当該装置を法令に定める条件で稼働させること等について配慮しなければならないこととする。【第18条関係】
- 事業者は、タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、作業開始前、タンクのマンホールその他有機溶剤等が流入するおそれのない開口部をすべて開放するとともに、有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、有機溶剤等をタンクから排出する等の義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、労働者が作業に従事する場合を除き、当該請負人の作業開始前、これらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこととする。【第26条関係】

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②】

- 事業者は、発散防止抑制装置又は局所排気装置に係る有機溶剤業務及び特定の業務について、当該業務に従事する労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第13条の2、第18条の2、第33条第1項関係】
- 事業者は、発散防止抑制措置に係る労働基準監督署長の許可に係る作業場及び作業環境測定の結果第三管理区分に区分された場所について、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業場又は場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第13条の3、第28条の3関係】
- 事業者は、タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、労働者の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに労働者に身体を洗浄させ、汚染を除去させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該請負人の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに身体を洗浄し、汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第26条関係】

有機溶剤中毒予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、労働者が有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせる義務があるところ、新たに、作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該者が有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第30条の4 関係】
- 事業者は、特定の業務に労働者を従事させるときは、当該業務に従事する労働者に送気マスクを使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第32条関係】

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、タンク等の内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、事故が発生し、有機溶剤による中毒の発生のおそれのあるときは、直ちに作業を中止し、労働者を当該事故現場から退避させる義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者を退避させなければならないこととする。【第27条関係】
- 事業者は、事故現場の有機溶剤等による汚染が除去されるまで、労働者を当該事故現場に立ち入らせてはならない義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者を立ち入らせることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないこととする。【第27条関係】
- 事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備を設ける義務があるところ、（労働者以外も含め）当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に係る者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備を設けなければならないこととする。【第35条関係】

○ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正【改正方針④】

- 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、有機溶剤の人体に及ぼす作用等の事項を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい箇所に掲示しなければならないこととし、掲示事項のうち、「有機溶剤の人体に及ぼす作用」を「有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改め、新たに、特定の場所について有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具を掲示事項に追加することとする。【第24条関係】

有機溶剤中毒予防規則の改正案の概要

○ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正（続き）【改正方針④】

- ・ 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に表示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい場所に表示しなければならないこととする。【第25条関係】

鉛中毒予防規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正【改正方針①】

- 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を設けたときは、労働者が鉛業務に従事する間、当該装置を法令に定める条件で稼働させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該業務に従事する間（労働者が当該業務に従事するときを除く。）当該装置を法令に定める条件で稼働させること等について配慮しなければならないこととする。【第32条関係】
- 事業者は、労働者に使用させ、又は着用させる呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣をこれら以外の衣服等から隔離して保管するための設備を設け、当該労働者にこれを使用させる義務があるところ、新たに、請負人が使用し、又は着用した呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣をこれら以外の衣類から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し保管設備を使用させる等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならないこととする。【第46条関係】
- 事業者は、鉛業務で、粉状の鉛等又は焼結鉛等に係るものに労働者を従事させるときは、洗身のための設備を設け、必要に応じ、当該労働者にこれを使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要に応じ洗身する必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し洗身設備を使用させる等適切に洗身が行われるよう必要な配慮をしなければならないこととする。【第47条関係】
- 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、硝酸水溶液その他の手洗い用溶液、つめブラシ、石けん及びうがい液を作業場ごとに備え、作業終了後及び必要に応じ、当該労働者にこれらを使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業終了後及び必要に応じ、硝酸水溶液等を使用する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、当該請負人に対し硝酸水溶液等を使用させる等適切に硝酸水溶液等の使用が行われるよう必要な配慮をしなければならないこととする。【第49条関係】

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②】

- 事業者は、発散防止抑制措置に係る労働基準監督署長の許可に係る作業場及び作業環境測定の結果第三管理区分に区分された場所について、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業場又は場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第23条の3、第52条の3関係】

鉛中毒予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、鉛作業主任者に、鉛業務に従事する労働者の身体が鉛等又は焼結鉛等によって著しく汚染されたことを発見したときは、すみやかに、汚染を除去させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該請負人の身体が鉛等又は焼結鉛等によって著しく汚染されたときは、すみやかに汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【新設規定】
- 事業者は、含鉛塗料を塗布した物の含鉛塗料のかき落としの業務に労働者を従事させるときは、著しく困難な場合を除き、湿式による等の義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第40条関係】
- 事業者は、鉛化合物の焼成炉からのかき出しの鉛業務に労働者を従事させるときは、鉛化合物を受けるためのホッパー又は容器は、焼成炉のかき出し口に接近させる等の義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第41条関係】
- 事業者は、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第四第九号に掲げる鉛業務に労働者を従事させるときは、作業開始前に、当該鉛装置とそれ以外の装置で稼働させるものとの接続箇所を確実に遮断する等の義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第42条関係】
- 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、洗濯のための設備を設ける等作業衣等の鉛等又は焼結鉛等による汚染を除去するための措置を講じる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業衣等の鉛等又は焼結鉛等による汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第50条関係】
- 労働者を鉛業務に従事させている期間又は鉛業務に従事させなくなってから四週間以内に、腹部の疝痛、四肢の伸筋麻痺若しくは知覚異常、蒼白、関節痛若しくは筋肉痛が認められ、又はこれらの病状を訴える労働者に、すみやかに、医師による診断を受けさせる義務があるところ、新たに、鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、鉛業務に従事している期間又は鉛業務に従事しなくなってから四週間以内に、腹部の疝痛、四肢の伸筋麻痺若しくは知覚異常、蒼白、関節痛若しくは筋肉痛の症状があるときは、速やかに医師による診断を受ける必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第56条関係】

鉛中毒予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、鉛中毒にかかっている労働者及び定期健診等の結果、鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めた労働者を、医師が必要と認める期間、鉛業務に従事させてはならない義務があるところ、新たに、鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、鉛中毒にかかっているとき又は鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めたときは、医師が必要と認める期間、鉛業務に従事してはならない旨を周知させなければならないこととする。【第57条関係】
- 事業者は、特定の業務について、当該業務に従事する労働者に有効な呼吸用保護具等を使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具等を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第58条、第59条関係】
- 事業者は、労働者にホースマスクを使用させるときは、当該ホースマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置かなければならない義務があるところ、新たに、労働者以外の者がホースマスクを使用するときには、当該ホースマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置かなければならない旨を周知させなければならないこととする。【第58条関係】

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、粉状の鉛等又は焼結鉛等をホッパーに入れる作業を行う場合において、当該ホッパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉛等がこぼれるおそれのあるときは、当該場所において労働者を作業させてはならない義務があるところ、新たに、当該場所において、労働者以外の者が作業を行うおそれがあるときは当該者が当該場所において作業することについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないこととする。【第39条関係】
- 事業者は、鉛業務を行う屋内の作業場所で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場所の労働者が見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）当該作業場所で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が喫煙又は飲食禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第51条第1項関係】

鉛中毒予防規則の改正案の概要

○ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正【改正方針④】

- ・ 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、鉛業務を行う作業場である旨、鉛により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状、鉛等の取扱い上の注意事項、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具を、見やすい場所に掲示しなければならないこととする。【新設規定】

○ 労働者以外の者による遵守義務【改正方針⑤】

- ・ 労働者は、鉛業務に従事した場合は、休憩室に入る前に、作業衣等に付着した鉛等又は焼結鉛等を除去しなければならないとされているところ、(労働者以外も含め)鉛業務に従事した者は、休憩室に入る前に、作業衣等に付着した鉛等又は焼結鉛等を除去しなければならないこととする。【第45条関係】
- ・ 労働者は、鉛業務を行う屋内の作業場所で喫煙し、又は飲食してはならないとされているところ、(労働者以外も含め)鉛業務を行う屋内の作業場所で作業に従事する者は、当該場所で喫煙し、又は飲食してはならないこととする。【第51条第2項関係】

四アルキル鉛中毒予防規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正【改正方針①（4点目は①+②）】

- 事業者は、特定の業務に労働者を従事させるときは、作業開始前に換気装置によりタンクの内部の空気中におけるガソリンの濃度が〇・一ミリグラム毎リットル以下になるまで換気し、かつ、作業中も当該装置により換気続ける義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が作業を開始する前（労働者が作業に従事する場合を除く。）に、換気装置によりタンクの内部の空気中におけるガソリンの濃度が〇・一ミリグラム毎リットル以下になるまで換気し、かつ、作業中も当該装置により換気続けること等について配慮しなければならないこととする。【第7条関係】
- 事業者は、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であって自然換気の不十分なところにおいて、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、作業のはじめに換気装置により作業場所を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気続けるとともに、作業場所を見やすい箇所に、作業の状況を監視し、異常があつたときに直ちにその旨を四アルキル鉛等作業主任者その他関係者に通報する者を一人以上置く義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、労働者が作業に従事する場合を除き、作業のはじめに換気装置により作業場所を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気続けること等について配慮するとともに、労働者が作業に従事する場合を除き、作業場所を見やすい箇所に、作業の状況を監視し、異常があつたときに直ちにその旨を事業者に通報する者を一人以上置くこと等について配慮しなければならないこととする。【第11条第1項関係】
- 事業者は、加鉛ガソリンを洗浄用その他内燃機関の燃料用以外の用途に使用する業務に労働者を従事させるときは、作業場所に囲い式フードの局所排気装置を設け、かつ、作業中当該装置を稼働させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該業務に従事する間（労働者が当該業務に従事するときを除く。）、当該装置を稼働させること等について配慮しなければならないこととする。【第12条関係】
- 事業者は、特定の業務に労働者を従事させるときは、当該労働者ごとに二つの更衣用ロッカーを当該業務を行なう作業場所から隔離された場所に設け、そのうち一つを金属製で保護具及び作業衣を格納するためのものとする義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対しロッカーを使用させる等適切に格納が行われるよう必要な配慮をしなければならないこととする。【第16条関係】

四アルキル鉛中毒予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②】

- 事業者は、令別表第五第一号の業務に従事する労働者に不浸透性の保護手袋及び保護長靴を使用させ、有機ガス用防毒マスクを携帯させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具を使用し、有機ガス用防毒マスクを携帯する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第2条関係】
- 事業者は、令別表第五第二号の業務に労働者を従事させるときは、ドラムかんの内部に四アルキル鉛が残らないように吸引する等の措置を講じるとともに、当該労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスク使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じるとともに、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第4条関係】
- 事業者は、令別表第五第三号の業務に労働者を従事させるときは、作業のはじめに四アルキル鉛等によって汚染されている装置等の汚染を除去するとともに、当該労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業のはじめに四アルキル鉛等によって汚染されている装置等の汚染を除去するとともに、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第5条関係】
- 事業者は、令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものに労働者を従事させるときは、四アルキル鉛をタンクから排出し、かつ、タンクに接続しているすべての配管についてそこから四アルキル鉛がタンクの内部に流入しないようにする等の措置を講じるとともに、当該労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク（特定の作業に従事する場合は不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスク）を使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じるとともに、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第6条関係】
- 事業者は、令別表第五第五号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、残さい物（廃液を除く。）を運搬し、又は一時ためておくときは、ふた又は栓をした堅固な容器で、当該残さい物が漏れ、又はこぼれるおそれのないものを用いる等の措置を講じるとともに、当該労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じるとともに、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第8条関係】

四アルキル鉛中毒予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、令別表第五第六号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、作業のはじめに、ドラムかん等及びこれらを置いてある場所を点検する等の措置を講じるとともに、当該労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させ、並びに有機ガス用防毒マスクを携帯させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じるとともに、これらの保護具を使用し、有機ガス用防毒マスクを携帯する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第9条関係】
- 事業者は、令別表第五第七号に掲げる業務に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け及び保護手袋を使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第10条関係】
- 事業者は、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であって自然換気の不十分なところにおいて、令別表第五第八号に掲げる業務に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク又は有機ガス用防毒マスク（換気の作業以外の作業にあつては不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、帽子及び送風マスク（加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業にあつては、送風マスク又は有機ガス用防毒マスク））を使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第11条第1項関係】
- 事業者は、上記以外の令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、作業場所に有機ガス用防毒マスクを備えるとともに、当該労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有機ガス用防毒マスクを備えるとともに、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第11条第2項関係】
- 事業者は、加鉛ガソリンを洗浄用その他内燃機関の燃料用以外の用途に使用する業務に従事する労働者に不浸透性の保護手袋を使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、不浸透性の保護手袋を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第12条関係】
- 事業者は、労働者に加鉛ガソリンを用いて手足等を洗わせてはならない義務があるところ、新たに、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、加鉛ガソリンを用いて手足等を洗ってはならない旨を周知させなければならないこととする。【第13条関係】

四アルキル鉛中毒予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、四アルキル鉛作業主任者に、作業に従事する労働者の身体又は衣類が四アルキル鉛によって汚染されていることを発見したときは、直ちに過マンガン酸カリウム溶液により、又は洗浄用灯油及び石けん等により汚染を除去させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、身体又は衣類が四アルキル鉛によって汚染されたときは、直ちに過マンガン酸カリウム溶液により、又は洗浄用灯油及び石けん等により汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【新設規定】
- 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具を点検し、異常のあるものを補修し、又は取り替える等の措置及び作業終了後、すみやかに、当該労働者が使用した保護具、作業衣、器具等を点検し、四アルキル鉛等により汚染されているものについては、焼却その他の方法により廃棄し、又は当該汚染を除去する措置を講じる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第16条関係】
- 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させたときは、作業終了後、すみやかに、当該労働者に洗身（令別表第五第六号又は第七号に掲げる業務については、手洗）をさせる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業終了後、すみやかに洗身をする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第18条関係】
- 事業者は、身体が四アルキル鉛等により汚染された労働者等に、遅滞なく、医師の診断を受けさせるとともに、診断の結果、異常が認められなかつた労働者にも、その後二週間、医師による観察を受けさせる義務があるところ、新たに、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該者に対し、身体が四アルキル鉛等により汚染されたとき等には、遅滞なく医師の診断を受けるとともに、診断の結果、異常が認められなかつたときも、その後二週間医師による観察を受ける必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第25条関係】
- 事業者は、四アルキル鉛中毒にかかっている労働者及び定期健診等の結果、四アルキル鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めた労働者を、四アルキル鉛業務に従事させてはならない義務があるところ、新たに、四アルキル鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、四アルキル鉛中毒にかかっているとき又は四アルキル鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めたときは、四アルキル鉛業務に従事してはならない旨を周知させなければならないこととする。【第26条関係】

四アルキル鉛中毒予防規則の改正案の概要

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、労働安全衛生法施行令別表第五第一号の業務に労働者を従事させるときは、作業場所をそれ以外の作業場所その他労働者が立ち入る場所から隔離する義務があるところ、（労働者以外も含め）関係者が立ち入る場所から隔離しなければならないこととする。【第2条関係】
- 事業者は、四アルキル鉛等業務を行う作業場所又は四アルキル鉛を入れたタンク、ドラム缶等がある場所に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）関係者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第19条関係】
- 事業者は、装置等が故障等によりその機能を失った場合等において労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、直ちに、作業を中止し、労働者を作業場所等から退避させる義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者を退避させなければならないこととする。【第20条関係】
- 事業者は、装置等が故障等によりその機能を失った場合等において労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場所等に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者を立ち入らせることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第20条関係】
- 事業者は、作業に従事する労働者が異常な症状を訴え、若しくは当該労働者について異常な症状を発見した場合において当該労働者が四アルキル鉛中毒にかかっているおそれのあるときは、直ちに労働者を当該作業場所から退避させる義務があるところ、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人も同様の状況の場合は退避させなければならないこととする。【新設規定】

○ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正【改正方針④】

- 事業者は、四アルキル鉛業務に労働者を従事させるときは、四アルキル鉛業務を行う作業場である旨、四アルキル鉛により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状、四アルキル鉛等の取扱い上の注意事項、特定の作業場では有機ガス用防毒マスクを携行しなければならない旨、特定の作業場では有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具を、見やすい場所に掲示しなければならないこととする。【新設規定】

特定化学物質障害予防規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正【改正方針①（1点目及び3点目は①+②）】

- 事業者は、その製造する特定第二類物質等を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によらなければならない義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、隔離室での遠隔操作による必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し隔離室を使用させる等適切に遠隔操作による作業が行われるよう必要な配慮をしなければならないこととする。【第4条関係】
- 事業者は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けたときは、第一類物質又は第二類物質に係る作業が行われている間、当該装置を法令に定める条件で稼働させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）当該装置を法令に定める条件で稼働させること等について配慮をしなければならないこととする。【第8条関係】
- 事業者は、コークス炉上において又はコークス炉に接してコークス製造の作業に労働者を従事させるときは、コークス炉に石炭等を送入する場合における送入口のふたの開閉は、隔離室での遠隔操作による義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、コークス炉に石炭等を送入する場合における送入口のふたの開閉は、隔離室での遠隔操作による必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し隔離室を使用させる等適切に遠隔操作による作業が行われるよう必要な配慮をしなければならないこととする。【第38条の12関係】

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②（6点目は①+②）】

- 事業者は、その製造する特定第二類物質等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、遠隔室での遠隔操作によることが著しく困難であるときは、当該作業を当該特定第二類物質等が作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により行う義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業を当該特定第二類物質等が作業中の当該請負人の身体に直接接触しない方法により行う必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第4条関係】
- 事業者は、発散防止抑制措置に係る第二類物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第6の2条関係】

特定化学物質障害予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、発散防止抑制措置に係る労働基準監督署長の許可に係る作業場及び作業環境測定の結果第三管理区分に区分された場所について、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業場又は場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第6条の3、第36条の3関係】
- 事業者は、特定化学物質を製造し、取り扱い、若しくは貯蔵する設備又は特定化学物質を発生させる物を入れたタンク等で、当該特定化学物質が滞留するおそれのあるもの等の改造、修理、清掃等で、これらの設備を分解する作業又はこれらの設備の内部に立ち入る作業に従事する労働者に不浸透性の保護衣等必要な保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第22条、第22条の2関係】
- 事業者は、労働者の身体が第一類物質又は第二類物質により汚染されたときは、速やかに、労働者に身体を洗淨させ、汚染を除去させる義務があるところ、新たに、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該請負人の身体が第一類物質又は第二類物質により汚染されたときは、速やかに、身体を洗淨し、汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第38条関係】
- 事業者は、塩素化ビフェニル等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、塩素化ビフェニル等を容器に入れ、又は容器から取り出すときは、当該塩素化ビフェニル等が漏れないよう、当該容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を用いて行う義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該措置を行う必要がある旨を周知させるとともに、当該容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を使用させる等当該塩素化ビフェニル等が漏れないよう必要な配慮をしなければならないこととする。【第38条の5関係】
- 事業者は、インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、測定の結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるとともに、使用した器具等について、付着したインジウム化合物等を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないこととされているところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、測定の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨及び使用した器具等について、付着したインジウム化合物等を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないこととする。【第38条の7関係】

特定化学物質障害予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、コークス炉上において又はコークス炉に接してコークス製造の作業に労働者を従事させるときは、必要な作業規程を定め、これにより作業を行う義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業規程により作業を行う必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第38条の12関係】
- 事業者は、三酸化ニアンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業に使用した器具等について、付着した三酸化ニアンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出さない義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業に使用した器具等について、付着した三酸化ニアンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないこととする。【第38条の13関係】
- 事業者は、三酸化ニアンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合において、特定の条件に該当するときは、労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具の使用が必要である旨を周知させなければならないこととする。【第38条の13関係】
- 事業者は、倉庫燻蒸作業又はコンテナ燻蒸作業を行う場合においては、投薬作業を倉庫等の外から行う必要があるところ、投薬作業を行う労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させたときは、この限りでない（例外）こととされている。新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させたときも、同様とする。【第38条の14第1項第2号関係】
- 事業者は、ダイナマイトを製造する作業に労働者を従事させるときは、薬を圧伸包装し、又は填薬する場合は、ニトログリコールの配合率が一定の値以下である薬を用いる等の措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第38条の15関係】

特定化学物質障害予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、ベンゼン等を溶剤として取り扱う作業に労働者を従事させるときは、取り扱う設備を密閉式の構造のものとし、又は当該作業を作業中の労働者の身体にベンゼン等が直接接触しない方法により行わせ、かつ、当該作業を行う場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設ける義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、取り扱う設備を密閉式の構造のものとする場合を除き、当該請負人に対し、当該作業を身体にベンゼン等が直接接触しない方法により行う必要がある旨を周知させるとともに、当該作業を行う場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならないこととする。【第38条の16関係】
- 事業者は、一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業又は硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させる場合であって、一・三ーブタジエン等のガス又は硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき又は臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じる義務があるところ、新たに、全体換気装置を設けないときは作業に従事する者（労働者を除く。）に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる等（労働者以外も含め）作業に従事する者の健康を予防するため必要な措置を講じなければならないこととする。【第38条の17、第38条の18関係】
- 事業者は、一・三ープロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、一・三ープロパンスルトン等により汚染されたぼろ、紙くず等について蓋又は栓をした不浸透性の容器に納めておき、廃棄するときは焼却その他の方法により十分除毒する等の措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第38条の19関係】
- 事業者は、リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、又は取り扱う作業のうち特定のものに従事する労働者に有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第38条の20関係】

特定化学物質障害予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、リフラクトリーセラミックファイバー等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の解体、破碎等の作業に労働者を従事させるときは、リフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第38条の20関係】
- 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第38条の21関係】
- 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、測定の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第38条の21関係】
- 事業者は、特定化学物質が漏えいした場合において、労働者が当該特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせる義務があるところ、新たに、作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、特定化学物質が漏えいした場合において、当該者が特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第42条関係】
- 事業者は、上記の場合を除き、労働者が特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせる義務があるところ、新たに、作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該者が特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第42条関係】
- 事業者は、特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不透水性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付ける義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具等を備え付けておくこと等により使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第44条関係】

特定化学物質障害予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、特定の物を製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業であって、皮膚に障害を与え、又は皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれがあるものに労働者を従事させるときは、当該労働者に保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第44条関係】

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、第三類物質等が漏えいした場合において労働者が健康障害を受けるおそれのあるときは、労働者を作業場等から退避させる義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者を退避させなければならないこととする。【第23条関係】
- 事業者は、第三類物質等が漏えいした場合には、労働者が第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第23条関係】
- 事業者は、特別有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備を設ける義務があるところ、（労働者以外も含め）当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵に係る者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備を設けなければならないこととする。【第25条関係】
- 事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）当該作業場で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が喫煙又は飲食禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第38条の2関係】

特定化学物質障害予防規則の改正案の概要

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正（続き）【改正方針③】

- 事業者は、三酸化二アンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合において、特定の場所に当該作業に従事する労働者以外の者（保護具を使用する者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者以外の者（保護具を使用する者を除く。）が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第38条の13】
- 事業者は、倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸中の場所には、労働者が立ち入ることを禁止し（燻蒸の効果を確認する労働者に一定の措置を講じたときを除く。）、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）当該場所で作業に従事する者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止する（燻蒸の効果を確認する者に一定の措置を講じたときを除く。）とともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第38条の14第1項第5号関係】
- 事業者は、倉庫燻蒸作業、コンテナ燻蒸作業、はしけ燻蒸作業又は本船燻蒸作業にあつては、投薬作業を開始する前に、燻蒸しようとする場所から労働者が退避したことを確認する義務があるところ、（労働者以外も含め）投薬作業以外の作業に従事する者が退避したことを確認しなければならないこととする。【第38条の14第1項第7号口、第10号ホ、第11号口関係】
- 事業者は、倉庫の一部を燻蒸するときは、当該倉庫内の燻蒸が行われていない場所に関係労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）当該倉庫内で作業を行う者のうち当該燻蒸に関係する者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第38条の14第1項第7号ハ関係】
- 事業者は、倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所に扉等を開放した後初めて労働者を立ち入らせる場合等には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所等における空気中のエチレンオキシド等の濃度を測定する義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者を立ち入らせる場合に当該測定を行わなければならないこととする。【第38条の14第1項第7号ニ、第10号ヘ、第11号ハ関係】

特定化学物質障害予防規則の改正案の概要

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正（続き）【改正方針③】

- 事業者は、燻蒸したサイロには、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことを確認するまでの間、労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第38条の14第1項第9号関係】
- 事業者は、測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド等の濃度が、それぞれ一定の値を超えるとときは、当該場所に労働者を立ち入らせない（特定の条件下で労働者に一定の措置を講じたときを除く。）義務があるところ、（労働者以外も含め）当該場所で作業に従事する者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない（特定の条件下で作業に従事する者に一定の措置を講じたときを除く。）こととする。【第38条の14第1項第12号、第2項第2号関係】

○ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正【改正方針④】

- 事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場には、特別管理物質の人体に及ぼす作用等の事項を、作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい箇所に掲示しなければならないこととし、掲示事項のうち、「特別管理物質の人体に及ぼす作用」を「特別管理物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改め、新たに、特定の場所について有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具を掲示事項に追加することとする。【第38条の3関係】
- 事業者は、一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所には、一・三ーブタジエン等の人体に及ぼす作用等の事項を、作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい箇所に掲示しなければならないこととし、掲示事項のうち、「一・三ーブタジエン等の人体に及ぼす作用」を「一・三ーブタジエン等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改め、新たに、特定の場所について有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具を掲示事項に追加することとする。【第38条の17関係】

特定化学物質障害予防規則の改正案の概要

○ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正（続き）【改正方針④】

- 事業者は、硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所には、硫酸ジエチル等の人体に及ぼす作用等の事項を、作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい箇所に掲示しなければならないこととし、掲示事項のうち、「硫酸ジエチル等の人体に及ぼす作用」を「硫酸ジエチル等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改め、新たに、特定の場所について有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具を掲示事項に追加することとする。【第38条の18関係】
- 事業者は、一・三プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、一・三プロパンスルトン等の人体に及ぼす作用等の事項を、作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい箇所に掲示しなければならないこととし、掲示事項のうち、「一・三プロパンスルトン等の人体に及ぼす作用」を「一・三プロパンスルトン等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改め、新たに、当該作業場について有効な保護具を使用しなければならない旨を掲示事項に追加することとする。【第38条の19関係】

○ 労働者以外の者による遵守義務【改正方針⑤】

- 労働者は、第一類物質又は第二類物質を常時、製造し、又は取り扱う作業に従事したときは、休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならないとされているところ、（労働者以外も含め）当該作業に従事した者は、休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならないこととする。【第37条関係】
- 労働者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場で喫煙し、又は飲食してはならないとされているところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないこととする。【第38条の2 関係】

高気圧作業安全衛生規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正【改正方針①】

- 事業者は、潜水業務に従事する労働者に空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける労働者ごとに、送気を調節するための空気槽及び予備空気槽を設ける等の措置を講じる義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第8条関係】
- 事業者は、潜水業務に従事する労働者に空気圧縮機により送気する場合には、送気する空気を清浄にするための装置のほか、労働者に圧力調整器を使用させるときは送気圧を計るための圧力計を、それ以外のときはその送気量を計るための流量計を設ける義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第9条関係】
- 事業者は、作業室及び気こう室における特定の気体の分圧が一定の範囲に収まるように、作業室又は気こう室への送気、換気その他の必要な措置を講じる義務があるところ、新たに、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置を講じること等について配慮しなければならないこととする。【第15条関係】
- 事業者は、高圧室内作業に従事する労働者について、厚生労働大臣が定める方法により求めた酸素ばく露量が、厚生労働大臣が定める値を超えないように、作業室又は気こう室への送気その他の必要な措置を講じる義務があるところ、新たに、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置を講じること等について配慮しなければならないこととする。【第16条関係】
- 事業者は、作業室における有害ガスによる高圧室内作業者の危険及び健康障害を防止するため、換気、有害ガスの測定その他必要な措置を講じる義務があるところ、新たに、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置を講じること等について配慮しなければならないこととする。【第17条関係】
- 事業者は、気こう室において高圧室内作業に従事する労働者に減圧を行うときは、減圧の速度は、毎分〇・〇八メガパスカル以下とする等の措置を講じる義務があるところ、新たに、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第18条関係】

高気圧作業安全衛生規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正（続き）【改正方針①】

- 事業者は、事故のために高圧室内作業に従事する労働者を退避させ、又は健康に異常を生じた高圧室内作業に従事する労働者を救出するときは、必要な限度において、減圧の速度を速め、又は減圧を停止する時間を短縮することができ、これらの措置を講じたときは、退避させ、又は救出した後、速やかに当該労働者を再圧室又は気こう室に入れ、当該高圧室内業務に係る圧力に等しい圧力まで加圧する義務があるところ、新たに、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。

【第19条関係】

- 事業者は、気こう室において、高圧室内作業に従事する労働者に減圧を行うときは、気こう室の床面の照度を二十ルクス以上とする等の措置を講じる義務があるところ、新たに、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第20条関係】

- 事業者は、空気圧縮機又は手押ポンプにより潜水作業に従事する労働者に送気するときは、労働者ごとに、その水深の圧力下における送気量を、毎分六十リットル以上とする義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請け負わせた場合における潜水作業に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第28条関係】

- 事業者は、潜水作業に従事する労働者に圧力調整器を使用させる場合には、労働者ごとに、その水深の圧力下において毎分四十リットル以上の送気を行うことができる空気圧縮機を使用し、かつ、送気圧をその水深の圧力に○・七メガパスカルを加えた値以上とする義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請け負わせた場合における潜水作業に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第28条関係】

- 事業者は、潜水作業に従事する労働者に携行させたボンベからの給気を受けさせるときは、潜降直前に、当該労働者に対し、当該潜水業務に使用するボンベの現に有する給気能力を知らせる等の措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請け負わせた場合における潜水作業に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第29条関係】

- 事業者は、潜水作業に従事する労働者に圧力一メガパスカル以上の気体を充てんしたボンベからの給気を受けさせるときは、二段以上の減圧方式による圧力調整器を当該労働者に使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請け負わせた場合における潜水作業に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。

【第30条関係】

高気圧作業安全衛生規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正（続き）【改正方針①】

- 事業者は、潜水業務を行なうときは、潜水作業に従事する労働者が潜降し、及び浮上するためのさがり綱を備え、これを当該労働者に使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請け負わせた場合における潜水作業に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第33条関係】
- 事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（潜水作業に従事する労働者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業に従事する者と連絡するための者を、潜水作業に従事する労働者二人以下ごとに一人置き、潜水作業に従事する労働者と連絡して、その者の潜降及び浮上を適正に行わせる等の事項を行わせる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請け負わせた場合における潜水作業に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第36条関係】
- 事業者は、高圧室内業務又は潜水業務を行うときは、高圧室内作業に従事する労働者又は潜水作業に従事する労働者について救急処置を行うため必要な再圧室を設置し、又は利用できるような措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請け負わせた場合における当該作業に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第42条関係】

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②】

- 事業者は、高圧室内業務を行うときは、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接等の作業を行ってはならないところ、新たに、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）に対し、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接等の作業を行ってはいけない旨を周知させなければならないこととする。【第25条の2 関係】
- 事業者は、事故のために潜水作業者を浮上させる際の特例及び特例を適用した場合における再圧等の措置について、新たに、潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第32条関係】

高気圧作業安全衛生規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（潜水作業に従事する労働者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業に従事する労働者に、信号索、水中時計、水深計及び鋭利な刃物（潜水作業に従事する労働者と連絡員とが通話装置により通話することができることとしたときは、鋭利な刃物）を携行させる義務があるところ、新たに、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（当該者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務の一部を請負人に請け負わせた場合においては、潜水業務に従事する者（労働者を除く。）に対し、これらの物（当該者と連絡員とが通話装置により通話することができることとしたときは、鋭利な刃物）を携行する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第37条関係】
- 事業者は、潜水作業に従事する労働者に携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水作業に従事する労働者に、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携行させるほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用させる義務があるところ、新たに、携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務の一部を請負人に請け負わせた場合においては、潜水業務に従事する者（労働者を除く。）に対し、これらの物を携行するほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第37条関係】

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、高圧室内作業主任者に、高圧室内作業者を作業室に入室させ、又は作業室から退室させるときに、当該高圧室内作業者の人数を点検させ、作業室及び気こう室において高圧室内作業者が健康に異常を生じたときは、必要な措置を講じさせる義務があるところ、新たに、高圧室内作業の一部を請け負わせた場合における高圧室内作業に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第10条の2関係】
- 事業者は、気こう室において高圧室内作業者に加圧を行うときは、毎分〇・〇八メガパスカル以下の速度で行う義務があるところ、新たに、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）についても当該措置の対象とする。【第14条関係】
- 事業者は、送気設備の故障、出水その他の事故により高圧室内作業に従事する労働者に危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、高圧室内作業に従事する労働者を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部へ退避させる義務があるところ、（労働者以外も含め）高圧室内作業に従事する者を退避させなければならないこととする。【第23条関係】

高気圧作業安全衛生規則の改正案の概要

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正（続き）【改正方針③】

- ・ 事業者は、作業室内を排気して潜函を沈下させるときは、高圧室内作業に従事する労働者を潜函の外部へ退避させる義務があるところ、（労働者以外も含め）高圧室内作業に従事する者を退避させなければならないこととする。【第24条関係】
- ・ 事業者は、作業室内において発破を行なったときは、作業室内の空気が発破前の状態に復するまで、高圧室内作業に従事する労働者を入室させてはならない義務があるところ、（労働者以外も含め）高圧室内作業に従事する者が作業室内の空気が発破前の状態に復する前に入室することについて、作業室内の空気が発破前の状態に復するまで入室してはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないこととする。【第25条関係】

○ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正【改正方針④】

- ・ 事業者は、通話装置が故障した場合においても連絡することができる方法を高圧室内作業に従事する労働者、空気圧縮機の運転を行う者及び連絡員の見やすい場所に掲示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい場所に掲示しなければならないこととする。【第21条関係】

電離放射線障害防止規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②】

- 事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないとともに、女性の放射線業務に従事する労働者（妊娠する可能性がないと診断されたもの等を除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにする義務があるところ、新たに、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者の受ける線量がこれらの値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第4条関係】
- 事業者は、放射線業務に従事する労働者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルトを、皮膚に受けるものについては一年間につき五百ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにする義務があるところ、新たに、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者の受ける線量がこれらの値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第5条関係】
- 事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の受ける線量が、妊娠中につき特定の値を超えないようにする義務があるところ、新たに、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量がこれらの値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第6条関係】
- 事業者は、緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者が当該緊急作業に従事する間に受ける線量が特定の値を超えないようにする義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性が当該緊急作業に従事する間に受ける線量がこれらの値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第7条関係】
- 事業者は、特例緊急作業に従事する労働者が当該緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、特例緊急被ばく限度を超えないようにするとともに、当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該特例緊急作業に従事する者が当該特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、当該特例緊急被ばく限度を超えないようにする必要がある旨及び当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める必要がある旨を周知しなければならないこととする。【第7条の3関係】

電離放射線障害防止規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を法令で定める方法により測定する義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、法令で定める方法により管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第8条関係】
- 事業者は、事故が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業に労働者を従事させるときは、遮へい物を設ける等の措置を講じ、かつ、鉗子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設ける義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じることにより当該作業に従事する者と放射線源との間に適切な距離を設ける必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第18条の10関係】
- 事業者は、放射性物質を取り扱うことにより、放射性物質の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときに必要な設備を設けることが作業の性質上著しく困難な場合に、当該作業に従事する労働者に特定の保護具を使用させる義務があるが、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該請負人に対し、当該保護具の使用が必要である旨を周知させなければならないこととする。【第26条関係】
- 事業者は、汚染の除去又は特定の物の清掃を行ったときは、その都度、汚染の除去又は清掃に用いた用具を検査し、その用具が一定の限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまでは、労働者に使用させてはならない義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該用具が一定の限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまでは、使用してはならない旨を周知させなければならないこととする。【第30条関係】
- 事業者は、厚生労働大臣が定める限度を超えて汚染された空気を吸入するおそれのある作業に労働者を従事させるときは、その汚染の程度に応じて有効な呼吸用保護具を備え、これらを用いる作業に従事する労働者に使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、その汚染の程度に応じて有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第38条関係】

電離放射線障害防止規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、一定の限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのある作業に労働者を従事させるときは、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第39条関係】
- 事業者は、放射性物質取扱作業室内において労働者を作業に従事させるときは、専用の作業衣を備え、これをその作業に従事する労働者に使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、専用の作業衣を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第40条関係】
- 事業者は、使用させる保護具又は作業衣が一定の限度を超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ、洗浄等により一定の限度以下になるまで汚染を除去しなければ、労働者に使用させてはならない義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、使用する保護具又は作業衣が一定の限度を超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ洗浄等により一定の限度以下になるまで汚染を除去しなければ、使用してはならない旨を周知させなければならないこととする。【第41条関係】
- 処分事業者は、事故由来廃棄物等を取り扱うことにより、事故由来廃棄物等の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【新設規定】
- 事業者は、加工施設等における作業規程を定めたときは、関係労働者に周知させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請け負わせる請負人にも周知させなければならないこととする。【第41条の11、第41条の12、第41条の13関係】
- 事業者は、事故が発生したとき区域内にいた労働者等に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせる義務があるところ、新たに、放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、事故が発生したとき区域内にいた場合等には、速やかに、医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第44条関係】

電離放射線障害防止規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、事故が発生したときにその区域内にいた労働者で、実効線量又は等価線量が明らかでないものについては、区域内の必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質の表面密度を放射線測定器を用いて測定し、その結果に基づいて、計算により前項の実効線量又は等価線量を算出しなければならない義務があるところ、新たに、放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、事故が発生したときにその区域内にいた者等で、実効線量又は等価線量が明らかでないものについては、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第45条関係】
- 事業者は、特定の管理区域についての測定及び計算結果を、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る労働者に周知させる義務があるところ、（労働者以外も含め）管理区域に立ち入る者に周知させなければならないこととする。【第54条関係】

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、工業用等のエックス線装置又は放射性物質を装備している機器を放射線装置室以外の場所で使用するときは、そのエックス線管の焦点又は放射線源及び被照射体から五メートル以内の場所（外部放射線による実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下の場所を除く。）に、労働者が立ち入ることを禁止し、その場所を標識により明示する義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その場所を標識により明示しなければならないこととする。【第18条関係】
- 事業者は、特定エックス線装置又は透過写真撮影用ガンマ線照射装置を放射線装置室以外の場所で使用するとき（労働者の被ばくのおそれがないときを除く。）は、放射線を、労働者が立ち入らない方向に照射し、又は遮へいする措置を講じる義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者が立ち入らない方向に照射し、または遮へいする措置を講じなければならないこととする。【第18条の2関係】
- 事業者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）当該作業場で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が喫煙又は飲食禁止である旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第41条の2関係】

電離放射線障害防止規則の改正案の概要

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正（続き）【改正方針③】

- 事業者は、特定の事故が発生したときは、その事故によって受ける実効線量が十五ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、労働者を退避させ、緊急作業に従事する労働者を除き、労働者を立ち入らせてはならない義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者を退避させ、緊急作業に従事する者を除き、作業に従事する者を立ち入らせてはならないこととする。【第42条関係】

○ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正【改正方針④】

- 事業者は、管理区域内の労働者の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい場所に掲示しなければならないこととする。【第3条関係】

○ 労働者以外の者による遵守義務【改正方針⑤】

- 事業者は、特定の管理区域の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査し、労働者の身体又は装具が一定の限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、汚染検査場所において洗身等の措置を講じなければ、その労働者を管理区域から退去させてはならない義務があるところ、新たに、作業に従事する者（労働者を除く。）は、当該管理区域から退去するときは、当該汚染検査場所において、その身体及び装具の汚染の状態を検査し、その身体又は装具が一定の限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、洗身等の措置を講じなければ、当該管理区域から退去してはならないこととする。【第31条関係】
- 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持ち出しの際に、汚染検査場所において、その汚染の状態を検査し、当該物品が一定の限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない義務があるところ、新たに、作業に従事する者（労働者を除く。）は、管理区域から持ち出す物品については、持ち出しの際に、汚染検査場所において、その汚染の状態を検査し、当該物品が一定の限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならないこととする。【第32条関係】
- 労働者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で喫煙し、又は飲食してはならないところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないこととする。【第41条の2関係】

酸素欠乏症等防止規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正【改正方針①（3点目及び6点目は、①+②）】

- 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下）に保つように換気する義務があるところ、新たに、作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮しなければならないこととする。【第5条関係】
- 事業者は、冷蔵室、冷凍室、むろその他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させる場合は、労働者が作業している間、当該施設又は設備の出入口の扉又はふたが締まらないような措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が作業をしている間（労働者が作業をしているときを除く。）、当該措置を講じること等について配慮しなければならないこととする。【第20条関係】
- 事業者は、タンク、ボイラー又は反応塔の内部その他通風が不十分な場所において、アルゴン、炭酸ガス又はヘリウムを使用して行う溶接の作業に労働者を従事させるときは、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気する又は労働者に空気呼吸器等を使用させる措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が作業をしている間（労働者が作業をしているときを除く。）、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮する又は当該請負人に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第21条関係】
- 事業者は、ボイラー、タンク、反応塔、船倉等の内部で不活性気体を送給する配管があるところにおける作業に労働者を従事させるときは、バルブ若しくはコックを閉止し、又は閉止板を施す等の措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、これらの措置を講じること等について配慮しなければならないこととする。【第22条関係】

酸素欠乏症等防止規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正（続き）【改正方針①】

- 事業者は、その内部の空気を吸引する配管（その内部の空気を換気するためのものを除く。）に通ずるタンク、反応塔その他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させるときは、労働者が作業をしている間、当該施設又は設備の出入口のふた又は扉が締まらないような措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が作業をしている間（労働者が作業をしているときを除く。）、当該措置を講じること等について配慮しなければならないこととする。【第23条関係】
- 事業者は、地下室又は溝の内部その他通風が不十分な場所において、メタン、エタン、プロパン若しくはブタンを主成分とするガス又はこれらに空気を混入したガスを送給する配管を取り外し、又は取り付ける作業に労働者を従事させるときは、配管を取り外し、又は取り付ける箇所にこれらのガスが流入しないように当該ガスを確実に遮断するとともに、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気する又は労働者に空気呼吸器等を使用させる措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、配管を取り外し、又は取り付ける箇所にこれらのガスが流入しないように当該ガスを確実に遮断するとともに、当該請負人が作業をしている間（労働者が作業をしているときを除く。）、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮する又は当該請負人に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第23条の2 関係】

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②】

- 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合であって、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難なときは、同時に就業する労働者の人数と同数以上の空気呼吸器等を備え、労働者にこれを使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第5条の2 関係】
- 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、労働者に要求性能墜落制止用器具その他の命綱を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、これらの保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第6条関係】

酸素欠乏症等防止規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、酸素欠乏症等にかかった労働者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させる義務があるところ、新たに、救出作業を、酸素欠乏等の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）が行うときは、当該者に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第16条関係】
- 事業者は、酸素欠乏症等にかかった労働者に、直ちに医師の診察又は処置を受けさせる義務があるところ、新たに、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、酸素欠乏症等にかかったときは、直ちに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第17条関係】

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行う場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検する義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人も点検の対象にしなければならないこととする。【第8条関係】
- 事業者は、酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、酸素欠乏危険作業に従事する労働者以外の労働者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）これらの場所で作業に従事する者のうち酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第9条第1項関係】
- 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、労働者をその場所から退避させる義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者を退避させなければならないこととする。【第14条関係】

酸素欠乏症等防止規則の改正案の概要

○ 労働者以外の者による遵守義務【改正方針⑤】

- ・ 酸素欠乏危険作業に従事する労働者以外の労働者は、立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならないとされているところ、（労働者以外も含め）酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業に従事する者のうち酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者は、立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならないこととする。【第9条第2項関係】

粉じん障害防止規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正【改正方針①】

- 事業者は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、当該装置に係る粉じん作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）当該装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならないこととする。【第12条関係】
- 事業者は、湿式型の衝撃式削岩機については、当該衝撃式削岩機に係る特定粉じん作業が行われている間、有効に給水を行う義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該衝撃式削岩機に有効に給水を行うこと等について配慮しなければならないこととする。【第15条関係】
- 事業者は、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備により、当該設備に係る粉じん作業が行われている間、当該粉じんの発生源を湿潤な状態に保つ義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該設備により、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つこと等について配慮しなければならないこととする。【第16条関係】

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②】

- 事業者は、換気等に係る規定の適用除外に関して、特定の要件を満たす場合に粉じん作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具（特定の作業については、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させることが条件となっているところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具の使用が必要である旨を周知させることも条件に追加することとする。【第7条、第8条、第9条関係】
- 事業者は、粉じんの飛散しない方法により清掃を行うことが困難な場合に当該清掃に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該清掃の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具の使用が必要である旨を周知させなければならないこととする。【第24条関係】
- 事業者は、作業環境測定の結果第三管理区分に区分された場所について、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具の使用が必要である旨を周知させなければならないこととする。【第26の3関係】

粉じん障害防止規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、特定の作業に労働者を従事させる場合にあっては、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具（特定の作業については送気マスク又は空気呼吸器に限る。）を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具の使用が必要である旨を周知させなければならないこととする。【第27条関係】
- 事業者は、特定の作業に労働者を従事させる場合にあっては、厚生労働大臣の定めるところにより、測定の結果に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、測定の結果に応じて、有効な電動ファン付き呼吸用保護具の使用が必要である旨を周知させなければならないこととする。【第27条関係】

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業のうち、発破の作業を行ったときは、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ、発破をした箇所に労働者を近寄らせてはならない義務があるところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者が発破による粉じんが適当に薄められる前に発破をした箇所に近寄ることについて、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に近寄ってはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないこととする。【第24条の2 関係】

○ 労働者以外の者による遵守義務【改正方針⑤】

- 労働者は、粉じん作業に従事したときは、休憩設備を利用する前に作業衣等に付着した粉じんを除去しなければならないとされているところ、（労働者以外も含め）粉じん作業に従事した者は、休憩設備を利用する前に作業衣等に付着した粉じんを除去しなければならないこととする。【第23条関係】

石綿障害予防規則の改正案の概要

○ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正【改正方針①】

- 事業者は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けたときは、石綿等に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）当該装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならないこととする。【第17条関係】

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②】

- 事業者は、石綿含有成形品を建築物、工作物又は船舶から除去する作業においては、切断等以外の方法により当該作業を実施する義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、切断等以外の方法により当該作業を実施しなければならない旨を周知させなければならないこととする。【第6条の2関係】
- 事業者は、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、作業場所を、当該作業以外の作業を行う作業場所からビニルシート等で隔離する等の措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第6条の2関係】
- 事業者は、石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業に労働者を従事させるときは、作業場所を、当該作業以外の作業を行う作業場所からビニルシート等で隔離する等の措置を講じる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第6条の3関係】
- 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させる義務があるところ、新たに、労働者以外の者が就業するときは、当該労働者以外の者に対し、呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用が必要である旨を周知させなければならないこととする。【第10条関係】

石綿障害予防規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとし、それが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努める義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第13条関係】
- 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（吹付石綿等除去作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。）及び作業衣又は保護衣を使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第14条関係】
- 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないこととする。【第32条の2関係】
- 事業者は、作業環境測定の結果第三管理区分に区分された場所について、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる義務があるところ、新たに、当該場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第38条関係】
- 事業者は、保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管する義務があるところ、新たに、労働者以外の者が保護具等を使用したときは、当該者に対し、他の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、当該者に対し他の衣服等から隔離して保管させる等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならないこととする。【第46条関係】
- 事業者及び労働者は、使用した保護具等について、廃棄のため、容器等に梱包したときを除き、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない義務があるところ、新たに、保護具等を使用した労働者以外の者に対し、使用した保護具等について、廃棄のため、容器等に梱包したときを除き、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないこととする。【第46条関係】

石綿障害予防規則の改正案の概要

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用資料等を製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示する義務があるところ、（労働者以外も含め）当該作業場で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が喫煙又は飲食禁止である旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないこととする。【第33条関係】

○ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正【改正方針④】

- 事業者は、解体等の作業を行う作業場には、調査終了日等を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい箇所に掲示しなければならないこととする。【第3条関係】
- 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、石綿の人体に及ぼす作用等の事項を、作業に従事する労働者が見やすい場所に掲示する義務があるところ、（労働者以外も）見やすい箇所に掲示しなければならないこととし、掲示事項のうち、「石綿の人体に及ぼす作用」を「石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改め、新たに、当該作業場所においては呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用しなければならない旨並びに使用すべき呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を掲示事項に追加することとする。【第34条関係】

○ 労働者以外の者による遵守義務【改正方針⑤】

- 労働者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事したときは、休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならないとされているところ、（労働者以外も含め）当該作業に従事した者は、休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならないこととする。【第28条関係】
- 労働者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用資料等を製造する作業場で喫煙し、又は飲食してはならないところ、（労働者以外も含め）作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないこととする。【第33条関係】

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正【改正方針②】

- ・ 事業者は、除染等業務に従事する労働者の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにするとともに、女性の除染等業務に従事する労働者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び特定の者を除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにする義務があるところ、新たに、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者の受ける線量がこれらの値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第3条関係】
- ・ 事業者は、妊娠と診断された女性の除染等業務に従事する労働者の受ける線量が、妊娠中につき特定の値を超えないようにする義務があるところ、新たに、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量がこれらの値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第4条関係】
- ・ 事業者は、除染等業務従事者が除染等作業により受ける外部被ばくによる線量の測定及び除染等業務従事者が除染特別地域等内における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を法令で定める方法により行う義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、法令で定める方法によりこれらの措置を行う必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第5条関係】
- ・ 事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示する義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請け負わせた場合における請負人にも明示しなければならないこととする。【第7条第3項関係】
- ・ 事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示する義務があるところ、新たに、特定作業の一部を請け負わせた場合における請負人にも明示しなければならないこととする。【第7条第4項関係】

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、特定の限度を超えて実効線量を受けた労働者等に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせる義務があるところ、新たに、除染等業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、これらの者に該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第11条関係】
- 事業者は、特定の除染等作業を除染等業務従事者に行わせるときは、当該除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を湿潤な状態にする等粉じんの発散を抑制するための措置を講じる義務があるところ、新たに、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの措置を講じる必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第12条関係】
- 事業者は、特定の除染等作業を労働者に行わせるときは、当該除染等作業の内容に応じて、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらを当該労働者に使用させる義務があるところ、新たに、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、これらの保護具の使用が必要である旨を周知させなければならないこととする。【第16条関係】
- 事業者は、使用させる保護具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ、洗浄等により四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるまで汚染を除去しなければ、除染等業務に従事する労働者に使用させてはならない義務があるところ、新たに、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、使用する保護具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ洗浄等により四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるまで汚染を除去しなければ使用してはならない旨を周知させなければならないこととする。【第17条関係】
- 事業者は、特定線量下業務従事者の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにするとともに、女性の特定線量下業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び特定の者を除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにする義務があるところ、新たに、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者の受ける線量がこれらの値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第25条の2関係】

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の改正案の概要

○ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正（続き）【改正方針②】

- 事業者は、妊娠と診断された女性の特定線量下業務従事者の腹部表面に受ける等価線量が、妊娠中につき二ミリシーベルトを超えないようにする義務があるところ、新たに、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量がこの値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第25条の3 関係】
- 事業者は、特定線量下業務従事者が特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を法令に定める方法で測定する義務があるところ、新たに、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、外部被ばくによる線量を法令に定める方法で測定する必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第25条の4 関係】
- 事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示する義務があるところ、新たに、特定線量下作業の一部を請け負わせた場合における請負人にも明示しなければならないこととする。【第25条の6 関係】
- 事業者は、特定の限度を超えて実効線量を受けた者等に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせる義務があるところ、新たに、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、これらの者に該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないこととする。【第25条の7 関係】

○ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正【改正方針③】

- 事業者は、除染等業務を行うときは、事故由来放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を、あらかじめ、労働者に明示する義務があるところ、（労働者以外も含め）当該作業場で除染等業務に従事する者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を、あらかじめ、当該者に明示しなければならないこととする。【第18条関係】

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の改正案の概要

○ 労働者以外の者による遵守義務【改正方針⑤】

- 事業者は、除染等業務が行われる作業場又はその近隣の場所に汚染検査場所を設け、除染等作業を行わせた除染等業務従事者が当該作業場から退出するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査し、労働者の身体又は装具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、汚染検査場所において洗身等の措置を講じなければ、その労働者を作業場から退去させてはならない義務があるところ、新たに、除染等作業に従事する者（労働者を除く。）は、当該作業場から退去するときは、当該汚染検査場所において、その身体及び装具の汚染の状態を検査し、その身体又は装具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、洗身等の措置を講じなければ、当該作業場から退去してはならないこととする。【第14条関係】
- 事業者は、除染等業務が行われる作業場から持ち出す物品については、持ち出しの際に、汚染検査場所において、その汚染の状態を検査し、当該物品が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない義務があるところ、新たに、除染等業務に従事する者（労働者を除く。）は、当該作業場から持ち出す物品については、持ち出しの際に、汚染検査場所において、その汚染の状態を検査し、当該物品が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならないこととする。【第15条関係】
- 労働者は、事故由来放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で喫煙し、又は飲食してはならないところ、（労働者以外も含め）除染等業務に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないこととする。【第18条関係】